

## 大阪市立榎並小学校PTA規約

### 第1章 名称

第1条 本会は、大阪市立榎並小学校PTAといたします。  
本会の事務局は、大阪市立榎並小学校（大阪市城東区野江4-1-28）内に置きます。

### 第2章 目的

第2条 本会は、児童の健全育成、教育環境や地域生活の充実、あわせて会員相互の親睦と教養の向上を目的とします。

### 第3章 方針

第3条 本会は、目的の達成のために、次の方針に基づいて活動します。

1. 他の団体や機関と協力して、児童の教育や福祉のために活動します。
2. 特定の政党や宗教にかたよる行為や営利目的の活動はしません。
3. 本会または本会運営スタッフの名において、公私を問わず、あらゆる候補者の推薦に関わりません。
4. 学校の教育方針、人事や管理には干渉しません。

### 第4章 会員

第4条 本会の会員には、次のいずれかに該当すればなることができます。

1. 大阪市立榎並小学校に在籍する児童の保護者。
2. 大阪市立榎並小学校に勤務する職員

第5条 本会の会員になるためには、本規約に同意のうえ、入会についての意思を書面にて提出する必要があります。会員の申し出により、入会はいつでもできます。

第6条 本会の会員は、一度入会すると、会員の子が卒業または転出するまで会員資格が継続します。会員の申し出により、退会はいつでもできます。

第7条 本会の会員は、会費を納めるものとします。  
会費は、児童1人につき、申し込んだ口数×100円を月額とした12ヶ月分となります。  
会員の申し出により、会費の口数はいつでも変更できます。

### 第5章 経理

第8条 本会の活動に必要な経費は、会費および自発的寄付金によって賄われます。

第9条 本会の経理は、総会で議決された予算にしたがって行われます。

第10条 本会の経理は、会計監査委員の監査を受けた後、会員への報告が必要です。

第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。

### 第6章 運営スタッフ・会計監査委員の選出と就任

第12条 運営スタッフ・会計監査委員は次の通りとします。任期は1年としますが、再任しても構いません。

1. 運営スタッフ…定数なし  
※運営スタッフの中から次の役割について担当者を決めます。（複数の役割を兼ねることもできます。）
  - ・会長
  - ・副会長
  - ・書記
  - ・会計
2. 会計監査委員…若干名（※運営スタッフと兼ねることはできません。）

第13条 運営スタッフ・会計監査委員の選出と就任は、次の通りとします。

1. 運営スタッフ・会計監査委員の選出にあたっては、全会員から立候補者を募ることとします。選出には、本人の同意が必要です。さらに総会出席者の過半数の承認を得る必要があります。
2. 運営スタッフ・会計監査委員の任期は、5月1日から始まり、翌年4月30日に終わります。ただし、選出が遅れた場合は、引き続き前年度の運営スタッフ・会計監査委員がその期間の任務を行います。

第14条 会長等の役割に欠員ができたときは、運営スタッフの中でその代わりを補充します。  
任期は、前任者の残りの期間とします。

### 第7章 運営スタッフ・会計監査委員の任務

第15条 運営スタッフ・会計監査委員の任務は次の通りです。

1. 会長は、本会の代表者として、総会、えなみPTA会を招集し、会の議長を務めます。  
また、年2回、会員に活動報告と会計監査報告をします。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその代理をします。
3. 書記は、総会、えなみPTA会の通知、議事録の作成保管、その他の活動についての記録をします。
4. 会計は、予算の立案に協力します。また、総会で決定した予算に従い、全ての会計事務を処理します。さらに、年2回、会計監査を受けた決算の報告をします。
5. 会計監査委員は、年2回、その年度の会計を監査します。

## 第8章 えなみPTA会とその任務

第16条 えなみPTA会は、運営スタッフと校長・教頭・教務主任で構成します。

第17条 えなみPTA会の任務は次の通りです。

1. 運営スタッフによって立案された活動計画について検討のうえ処理します。
2. 総会に提出する議案について検討のうえ処理します。
3. その他、規約や総会の議決に従って、本会の事務を処理します。

## 第9章 総会

第18条 総会は全ての会員で構成される本会の最高議決機関です。

第19条 総会の成立は、会員数の5分の1以上（委任状を含む）とします。議決には出席者の過半数の同意が必要です。

第20条 えなみPTA会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったときは、会長は臨時総会を招集することができます。

第21条 総会は、毎年度1回は開きます。

## 第10章 規約の改正

第22条 本規約は、総会において出席者の過半数の同意によって改正することができる。

## 第11章 個人情報の取扱い

第23条 本会は事業の円滑な運営のために、会員の個人情報を取得します。個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行います。

第24条 本会では個人情報を次の目的のために利用します。

1. PTA会費の徴収事務、管理業務
2. PTA関連文書の送付・送信
3. 運営スタッフ・サポーター名簿の作成
4. 活動に必要な情報（会員や会員の子どもの氏名、写真等）

第25条 個人情報の管理について、不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄します。

第26条 個人情報を漏洩（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会会長に報告し、適切かつ迅速な処理及び会員への周知に努めます。

## 第12章 弔慰規定

第27条 訃報連絡を受けた際には、次の通りに実施します。

1. 訃報内容を校長・会長で共有し、次の表に従って対応します。

摘要	お供え金額 (PTAより拠出)	弔旗の 掲揚	通知範囲		
			運営 スタッフ	職員	会員
会員死亡 (世帯主本人)	10,000円	喪主の 意向に 従う	○	○	喪主の 意向に 従う
児童死亡 (在籍児童)	10,000円		○	○	
職員死亡 (在籍職員)	10,000円		○	○	
蒲生中・成育小・聖賢小 校長・教頭・PTA会長			○	○	
榎並地域活動協議会運営委員 (名簿記載者)			○	○	

2. PTA弔旗は、PTA会議室に保管し、運営スタッフが搬出・返却を行う。

3. その他、上記により難しい場合は、校長・会長で協議して決定する。

## 付記

「大阪市立榎並小学校PTA規約」は、平成元年4月、平成7年4月、平成10年4月、平成14年4月、平成19年4月、平成20年5月、平成27年4月、平成29年11月、平成30年11月、令和2年5月 令和4年2月 一部改正

「第11章 個人情報の取扱い」は、平成30年11月1日より施行した「大阪市立榎並小学校PTA 個人情報取扱方法」を本規約に統合、改編（令和2年5月）

「第12章 弔慰規定」は、平成2年6月より施行した「慶弔規定」（平成4年4月、平成9年6月、平成20年5月、平成27年5月 一部改正）を本規約に統合、改編（令和2年5月）